

「筑後川水系における水資源開発基本計画」

一部変更の概要

現行「筑後川水系における水資源開発基本計画」（平成17年4月15日閣議決定）について、両筑平野用水二期事業の諸元の変更が必要であるため、一部変更を行うものである。

(1) 両筑平野用水二期事業

現行計画に則り、独立行政法人水資源機構により事業が行われているところであるが、今回、予定工期について、「平成25年度まで」を「平成29年度まで」とする工期の延長を行う。

**「筑後川水系における水資源開発基本計画」
(新旧対照表)**

現行(平成17年4月15日閣議決定)	変更(案)
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>これらの事業に加え、既に完成した施設のうち次の改築事業を行う。</p> <p>両筑平野用水二期事業</p> <p>事業目的 この事業は、両筑平野用水施設の改築を行うことにより、福岡県の農業用水、水道用水及び工業用水並びに佐賀県の水道用水の供給のための水路等の機能回復を図るものである。</p> <p>事業主体 独立行政法人 水資源機構</p> <p>河川名 小石原川及び佐田川</p> <p>江川ダム利水容量 約 24,000 千立方メートル (有効貯水容量約 24,000 千立方メートル)</p> <p>予定工期 平成 17 年度から平成 25 年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(8) (略)</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (現行のとおり)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (現行のとおり)</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>これらの事業に加え、既に完成した施設のうち次の改築事業を行う。</p> <p>両筑平野用水二期事業</p> <p>事業目的 この事業は、両筑平野用水施設の改築を行うことにより、福岡県の農業用水、水道用水及び工業用水並びに佐賀県の水道用水の供給のための水路等の機能回復を図るものである。</p> <p>事業主体 独立行政法人 水資源機構</p> <p>河川名 小石原川及び佐田川</p> <p>江川ダム利水容量 約 24,000 千立方メートル (有効貯水容量約 24,000 千立方メートル)</p> <p>予定工期 平成 17 年度から平成 29 年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(8) (現行のとおり)</p>